

# 釜蓋区公民館規約

昭和61年4月1日

## (名称と所在地)

第1条 本館は、釜蓋区公民館と称し、事務所を大野城市大城4丁目9番5号に置く。

## (目的)

第2条 本館は、釜蓋区に居住する住民のため、区規約第2条の目的達成に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本館は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 各種の講座学級及びサークル活動に関すること。
2. 講習会・講演会等の開催に関すること。
3. 体育・レクリエーション等に関すること。
4. 各種の機関団体との連絡に関すること。
5. 施設の区民集会、その他公共利用に関すること。
6. 市との連絡、並びに相互協力に関すること。
7. その他、規約第2条の目的達成に必要と認められること。

## (運営費)

第4条 本館の運営費は、区の総会の承認を得た公民館費をもってあてる。

## (役員及び事務員等)

第5条 本館の役員及び事務員等は、区規約第5条の規程による。

## (部の設置)

第6条 本館の事業執行のため次の部を設ける。

- |       |        |                  |              |
|-------|--------|------------------|--------------|
| 1、文化部 | 2、シニア部 | 3、婦人部            | 4、育成部(子供育成会) |
| 5、体育部 | 6、福祉部  | 7、食進部 (食生活改善推進会) |              |
| 8、文庫部 |        |                  |              |

## (部の構成)

第7条 前条の部に部長1名、副部長1名、部員若干名を置く。

1. 部長は、各部内で互選し、部長と部員が分担して事業の執行にあたる。
2. 公民館長は、必要に応じ部の専門部員を委嘱することができる。

(各部の任務)

第8条 各部の任務は次のとおりとする。

部	任 務
文化部	1、講習会、講演会等の指導者要請に関すること。
	2、文化祭、コミュニティづくりに関すること。
	3、その他、区民の教養に関すること。
シニア部	1、高齢者学級に関すること。
	2、その他、高齢者対策に関すること。
婦人部	1、婦人部の育成に関すること。
	2、婦人部学級、講座に関すること。
	3、その他、婦人教育に関すること。
育成部 (子供会育成会)	1、子供会の育成に関すること。
	2、その他、少年教育に関すること。
体育部	1、体育、レクリエーション等の行事に関すること。
	2、体育、レクリエーション、サークル、グループ等の育成に関すること。
	3、その他、体育、レクリエーションに関すること。
福祉部	1、講習会、講演会等の指導者要請に関すること。
	2、区民の福祉増進に関すること。
	3、その他、福祉教育に関すること。
食進部 (食生活改善推進会)	1、健康、栄養に関する知識の向上。
	2、食生活改善の普及徹底と知識の向上。
	3、食生活改善の実践活動。
文庫部	1、親子読書会による子供達の情操教育。
	2、伝承行事(しめなわ作り)等の体験。
	3、文庫図書の整理整頓、新刊購入。

(運営委員会)

第9条 本館に運営委員会を設ける。

1. 運営委員会は、公民館長の諮問に応じ、事業並びに運営の方針について建議する。

(運営委員会の委員)

第10条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から館長が委嘱する。

1. 執行部、各部長、副部長。
2. その他館長が、必要と認める者。

(運営委員会委員の任期)

第11条 運営委員会委員は2年とする。但し、母体の役員改選によりその任を解かれたときは、後任者は前任者の残任期間とする。

(公民館の使用)

第12条 本館の使用に関しては別に定める。

(管理人の任務)

第13条1. 管理人の任務は、館長が推薦し執行部会で決定する。

2. 管理人の行為が、不適当と認められるときは、執行部の承認を得て解任することができる。
3. 管理人は公民館に居住しなければならない。
4. 管理人の手当については、総会において決定する。
5. 管理人は、常に建物内外の清掃につとめ、特に、火災、盜難に注意し、什器備品等の保全につとめなければならない。
6. 管理人が外泊する時は、館長に申し出て許可を受けなければならない。
7. 管理人は、接待等について館長の要請があるときは、これに応じなければならない。
8. 管理人は、区の事務員を兼ねることができる。

(規約の改廃)

第14条 本規約の改廃は、総会の承認を得て決定する。

付 則

1. この規約は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2. 平成8年4月1日より公民分館は公民館とする。

平成11年4月4日 第6条一部改正

平成21年4月5日 第6条、第8条一部改正

平成23年4月3日 第6条、第8条一部改正

平成25年4月7日 第7条、第10条一部改正